

市道舗装本復旧の範囲基準

※舗装仮復旧から本復旧までの期間は2ヶ月以上あけること。

舗装幅員（側溝等含まない） 4 m 以上	道路境	
	● 掘削範囲から標準影響幅50cmを取り中心までの残地幅が120cm未満の場合は、半面復旧。 ● 掘削範囲から標準影響幅50cmを取り中心までの残地幅が120cm以上の場合は、標準復旧。	
舗装幅員（側溝等含まない） 4 m 未満	道路境	
	● 掘削範囲から標準影響幅50cmを取り道路境までの残地幅が120cm未満の場合は、全面復旧。 ● 掘削範囲から標準影響幅50cmを取り道路境までの残地幅が120cm以上の場合は、標準復旧。 ● 道路管理者との協議により本復旧までの期間を省くことができます。	
斜めに横断する場合	道路境	
		● 道路幅員に関係なく、掘削範囲から標準影響幅50cm以上を取り全面復旧。

※交差点の舗装復旧範囲については交差点内の全面復旧を基本とするが、道路管理者と協議を行うこと。